

情報公開制度の見直しに係る第10回千葉県情報公開審査会会議録

1 日 時 平成16年8月2日(月)午前10時00分から午前11時00分まで

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者

(1) 審査会委員

大田委員長、岩間委員、大友委員、瀧上委員、佐野委員、福武委員、横山委員

(2) 県

永妻政策法務課長、和田室長(情報公開・個人情報センター)、その他事務局職員

4 議題

(1) 答申案の検討について

(2) その他

5 会議の概要

議長は千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、大田委員長が務めた。

会議録署名人に横山委員を指名した。

答申案の検討について

大田議長 県民からの御意見で届いたものはあるか。

和田室長 前回の7月7日以降、新たに提出された意見はない。

大田議長 前回の審議で整理されていなかった意見について、各委員の意見を反映させながら事務局で整理をしてあるので、説明していただきたい。

配布資料「情報公開審査会へ寄せられた意見の整理(第9回時点で未整理であった意見)」により、事務局(和田室長)から説明した。

大田議長 質問、意見があったら自由に発言願いたい。基本的には今までの意見と同じ扱いになっていると思う。1については、新たに答申案に反映させるようにも見えるが、先ほどの説明で、前の取扱案と同趣旨ということなので、取扱案の記載だけをこのようにするということである。前回の95項目にわたって整理したものと、今回の4項目があるわけだが、

この資料の扱いについてはどうするのか。

和田室長 会議資料として本日1枚提出しているが、今後、答申の体裁を整えた場合、どのような資料を答申の中に添付するかということについては、追って議論いただきたいと思っている。事務局としては、前回95項目について整理していただいているが、その後ろにこの4項目をそのままの形で追加をすることで良いのではないかと考えている。

大田議長 確かに6月22日の期限後に受けた意見なので、後ろに添付することで良いと思う。意見についてはそういう処理をさせていただきたい。

それから、県民からの意見募集についてだが、本日をもって終了したいが、いかがか。

(各委員了承)

大田議長 意見についてはそういうことにさせていただきたい。

本日は答申案の検討ということになっている。前回、議論いただいた内容について語句の修正等をした上で、お手元のたたき台で整理をさせていただいた。本日はこれに基づいて議論いただきたい。答申案の構成だが、第1に「答申に当たっての基本的な考え方」、第2に「諮問事項に関する意見」ということで9項目、それと当審査会が不服申立て案件等の審査の経験を踏まえた提言として6項目整理してある。では、答申案について事務局から説明していただきたい。

配布資料「答申案(たたき台)」により、事務局(和田室長)から説明した

大田議長 今、大きく字句の修正等を行ったものについて説明してもらった。意見等があったら、発言をお願いします。

瀧上委員 5頁の本文「情報公開オンブズマンへの事前協議の義務付け等」の所だが、これは第三者機関としての情報公開オンブズマンの設置及びその権能について、というのが後ろにあるが、そこでは情報公開オンブズマンを設置するかどうかという点について、第三者機関的な機能という言い方に直している。ここでは「情報公開オンブズマン」という言葉をストレートに使っているが、この審査会が情報公開オンブズマンの設置を認めている、前提にしているような感じもあるので、後ろの(7)の整

理と合わせ、第三者的な機関への事前協議の義務付けという形にするか、あるいは、情報公開推進委員会の提言にある情報公開オンブズマンへの事前協議の義務付け等については、という形にするか、どちらかに合わせたらどうかと思う。そこを直すのなら、5頁の を、「存否応答拒否をする際に、情報公開オンブズマンに協議すべき～」の所に、情報公開推進委員会の提言にあるように、というのを入れるなど、併せて整理をしたらどうか。

7頁の の「また」以下であるが、「情報公開制度の円滑な運用と充実のためには～」というのを、「情報公開制度の適正かつ円滑な運用～」という形にした方が良いと思う。この審査会自身が情報公開制度の運用の実態を見て問題点を指摘し、その問題解決のために、こういった第三者機関を設けるということを言っているので、「適正かつ円滑な運用」とした方がよいかと思う。

9頁の の所が「推進委員会」となっているが、これは、全て名称を統一しているので、「情報公開推進委員会」とした方が良いのではないか。

11頁の文書管理の説明の所は しかないのでは、は要らないのではないか。

13頁の だが、異議申立てが堆積している状況への対応の一つとして「現在の運用に照らして、不開示情報を見直すことが有効である。」と書いてあるが、「不開示情報を見直す」というと条例の不開示条項を見直すような印象もあるので、不開示とした事案を見直すとして、そのために で判例や答申先例の事とか、公開基準の設定とか、そういう話につながっていくのではないかと思う。

大田議長 まず5頁であるが、いきなり情報公開オンブズマン（仮称）が出てくるよりは、推進委員会の提言にある、というふうに補ったらどうか、の所も修正したらどうかという意見であったが、いかがか。

瀧上委員 後の方でオンブズマンについて議論した結果、推進委員会の提言とは異なり、第三者機関の中の機能として位置付けているということもあるので、整合性の問題がある。

大田議長 では、そういう形で補うことで異論がなければ、ここはそういうふうに整理させていただく。

次は7頁の所で、「適正かつ」を補ったらどうかということだが、異論がなければ、そういうことで進めさせていただく。

次に9頁で、推進委員会については、今回、審査会も用語の統一をし

ており、情報公開推進委員会というふうに補うことは、もっともなことなので、これはそうさせていただきたい。

11頁の説明の が不要というのも、そういうふうにさせていただく。

13頁の の所をもう少し具体的に表現した方がよいのではないかと、という御意見だったが。

佐野委員 「不開示とした事案」とすると、その前に事案があるので、事案、事案と続くのではないかと。

瀧上委員 それならば、「説明責任の観点から、現在の運用に照らして不開示決定をした堆積している事案について」と直すとか。不服申立て案件の時間が経過し、最高裁判決や審査会の答申など新しい考え方が示され、開示しても良いものが、その不服申立て事案で継続しているものがあり得る、そういったものについては見直す、ということである。

岩間委員 この2番目の文章と3番目の文章が同じことを繰り返しているような感じがする。

瀧上委員 の前半は、次に続く文章のために表現している。審査会の宿題として、堆積する不服申立てをどう解消するかについて、総点検してみたらどうかということで、最高裁判例などに加えて、今後のために審査基準を作ったらどうかということである。

岩間委員 それでは の、「そのためにも、」の後の2～3行を取ってしまって、次の頁にくっつけてしまった方がよいのではないかと。

瀧上委員 が方針で、 がそのための具体的なことである。だから一つの文章にすることも可能である。

和田室長 ここの意図としては、異議申立ての個々の案件ではなくて、情報としてどういう情報を不開示としたか、ということを行わんとしたものと考えている。例えば、公務員情報の中でこういうものを不開示とした、ということなど、現在の運用に照らして見直すべきである、ということを行いたいのではないかと考えている。

瀧上委員 具体的に不開示とした情報を見直し、そのために判例等を整理しろ、というつながりである。いずれにしても と は整理できるのでは。

大田議長 今の趣旨を踏まえて、ここは文章を整理して御覧いただきたい。

瀧上委員からの御意見は以上だったと思うが、他にお気づきの点があれば。

私からだが、4頁の(3)の説明のアイウエと、上の3行が繋がらないように思うが。

- 和田室長 4頁の の所だが、「次のような」という表現が入っていたのが落ちてしまったようである。これは特に意図したものではないので修正したい。
- 大田議長 他にあるか。前回、福武委員から御指摘いただいて修正した部分についてはいかがか。
- 福武委員 これで良いのではないかと思う。
- 大田議長 前回の修正で大分読みやすくなった。また、本日御指摘いただいたことで、さらに具体化したと思う。
- 横山委員 情報公開審査会が原則として不服申立て案件の審査を担当し、という所がたくさん出てくるが、例えば6頁の一番下の所に「原則として不服申立ての審査を担当し」とあって、次の頁の説明 の所では「不服申立て案件の審査」となっている。先ほどの字句の統一という点で、どれが正しいのかどうか、事務局で判断してもらいたい。それと異議申立てもたくさん出てくるので、正しく使われているのか事務局の方で判断して欲しい。
- 和田室長 不服申立てと異議申立ての使い分けだが、こちらの審査会は不服申立ての審査を担当していただいている。不服申立ての中には異議申立てと審査請求の二つがあり、現実にも今、堆積している不服申立ては審査請求ではなくて異議申立てである。本県において審査請求があり得るのは、公安委員会と警察本部長との関係で、警察本部長が行った決定に対する不服があった場合には公安委員会へ審査請求をするということがあるが、その他のものについては、すべて異議申立てになる。現在、堆積しているのは異議申立てなので、堆積するという所では異議申立てという表現になっており、審査会の権能という意味で使う部分については、広く、不服申立てという表記を使っていると考えている。この点については、御指摘の趣旨を踏まえて、もう一度見直しをさせていただきたい。
- 案件の表記については、個別事案について案件という言葉を使っているが、そこについても、もう一度見直してしていきたい。
- 大田議長 「原則として」というのは、不服申立てと建議をするという行政組織条例に基づく事項を含め「原則として」としている、ということか。
- 和田室長 そういうことである。
- 大田議長 では、最終的に文書を点検する時に今のことを踏まえて整理をしていきたい。
- 瀧上委員 7頁本文の「組織の検討に当たっては、個人情報保護制度における組織のあり方も視野に入れるべきである」の部分と説明の であるが、

これについて、現時点ではどうなっているのか。

和田室長 本県において、情報の取扱いに関する第三者機関として情報公開審査会と個人情報保護審議会がある。今回、情報公開の関連で県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議（仮称）について御議論いただいたわけだが、例えば個人情報の取扱いの部分で共通する所のある個人情報保護審議会についても合わせて検討したらどうか、ということで、論点として提起していただいた。今、個人情報保護審議会ですらにどうするというような具体的なものとして考えているものではない。論点として挙がったということで、今後の検討材料の一つとしてとして書かれたというふうに考えている。

瀧上委員 県の個人情報保護条例の改正作業が進んでいると思うが、国の法律と同じような考え方を取るとすれば、行政文書を前提とした個人情報という形になって、情報公開法の制度に乗っかっている個人情報保護制度ということになる。そういうことで、国の場合でも情報公開・個人情報保護審査会という形で、これはあくまでも本人開示のような問題を一元的に取り扱うようになってきているが、県の場合には、その辺の方針はまだ決まってないということか。

和田室長 今の段階で、個人情報保護審議会は、いわゆる自己情報開示請求に関するものの不服申立て案件に関する審査の他に、収集の制限、提供の制限等のいくつかの事案について、情報公開審査会の審査とは違う種類の審議をしていただいている部分もある。そういう中で方向が出ているわけではない。

大田議長 では、この議論を終了させていただこうと思う。

後は、これを整理して知事に答申ということになるわけだが、最終的な文章については、先ほどの整理を含めてもう一度、目を通していただこうと思う。それらを含めて最終的な字句等の修正は私に一任していただきたいが、いかがか。

（各委員了承）

大田議長 では、そういうことにさせていただく。

それから、答申書のスタイルについてだが、少しでも分かりやすくしようという趣旨から、参考資料を添付したらどうかと考えている。それで、どういうものを添付資料とするのかということで、一応、整理して

いるので、資料を配っていただきたい。

配布資料「答申書に添付する資料」を配布。

大田議長 御覧いただいているように、この答申書には審査会の審議経過、委員名簿、知事からの諮問書、情報公開推進委員会の提言の本文、審査会に寄せられた意見及び審査会の考え方、現行条例、特例条例を添付して、最終的な答申書にしたいと考えているが、いかがか。

福武委員 委員長のごあいさつというのは入れないのか。

瀧上委員 記者会見等を行うのであれば、委員長のごあいさつや巻頭言のようなものがあつたほうが良いのではないか。

大田議長 では、委員長あいさつを加えさせていただく。答申案については以上である。

次に、これを知事へ答申するわけだが、今、事務局が日程調整をしており、8月中にお渡ししたいと考えている。皆様には答申の時には是非御同席いただきたいと思う。

今後のスケジュールについて事務局から説明してもらいたい。

和田室長 今後の予定だが、知事への答申については調整中であり、少なくとも8月中に渡せるようにしたいと思う。知事への答申後は、速やかに答申書をインターネットに掲載したい。また、答申を受けた後は答申を尊重し、県民に開かれた県政を展開するため、条例改正の手続きを進めさせていただきたいと考えている。具体的には、条例改正が必要なものについてはインターネットに掲載し、パブリックコメントを実施したい。パブリックコメントをいただく期間については、約1ヶ月程度になるかと思う。寄せられた御意見を参考とさせていただき、条例改正案を作成していきたいと考えている。

大田議長 では、以上で情報公開制度の見直しに係る審議を終わりたいと思う。昨年の中嶋、麻生両委員長から4月に私が引き継ぐことになり、不慣れで御迷惑をおかけしたと思うが、瀧上委員長代理をはじめ皆様方の高い学識と経験を踏まえた御発言をいただき、こういう形で答申をまとめることができ、大変感謝申し上げます。事務局へもお礼を申し上げたい。

また、本日も傍聴の方がお見えだが、当審査会では傍聴の方から直接御意見をいただくことはしない代わりに文書で御意見をいただき、それを反映させてきた。本日の分も含めると99項目にわたって様々な形で

御意見をいただき、それらについては骨子案の中になんり取り込むことになった。そういった意味では、当審査会は県民の皆様からの幅広い御意見をいただいてこの答申ができたというふうに思っている。多くの方々の御協力をいただいたと私は認識しており、お礼を申し上げたい。

後は知事に答申を上手く活用していただいて、条例化を進め、千葉県の情報公開が一層推進するよう期待したい。

皆様には御協力をいただき感謝している。

以上をもって審査会を終了する。

会議録署名人
(委員長)

会議録署名人